

建設環境常任委員会会議記録（概要）

平成29年9月12日（火）

開 会 （午前9時0分）

入沢委員長

審査に先立ち、議案第79号当委員会所管部分：建設部所管のうち01橋りょう新設改良費、議案第110号及び諮問第1号に関して現地調査を行うことよろしいか。

（委員了承）

休 憩 （午前9時16分）

（※休憩中に、議案第79号当委員会所管部分：建設部所管のうち01橋りょう新設改良費、議案第110号及び諮問第1号の審査のために現地調査を行う。）

再 開 （午前11時20分）

**【議 事】**

○諮問第1号「産業廃棄物処理業計画書（収集運搬業）に係る意見を求めることについて」

**【補足説明】** なし

**【質 疑】**

石本委員 新規開業ということで見に行くべきだということで現地に行ったが、所沢で新規というのはダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例制定以降何か所あるのか。

森澤資源循環推進課主幹 最近ですと平成26年度にミノワ工機株式会社が所沢松郷工業団地内を事業地として新規で産業廃棄物処分業の許可を取得しました。

石本委員 ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例で諮問がかかるようになったのだから、だいたいざくっとどういう感じか。

森澤資源循環推進課主幹 産業廃棄物の積替え保管を含む収集運搬業、処分業を合わせて11件程度新規で許可を受けています。

石本委員 許可の流れから、県から報告が上がってきた事例はあるか。

森澤資源循環 県からの報告ですが、現在、許可申請の前の事前協議ということで、市

推進課主幹 から県に意見を回答し、その後、県で審議され、所沢市に審議が通知されます。その後、手続が進みまして許可申請し、許可されますと所沢市に処分通知が送付されることになっております。

石本委員 今まで県が許可した業者が条例制定後、トラブルとか県から報告があったことはあったのか。

森澤資源循環 県からトラブルがあつて許可の取り消しになったという事例は聞いて  
推進課主幹 ありません。

石本委員 取り消しまではいかなくても、不具合があつたという報告は市には上が  
つてこないのか。行政手続上の仕組みとして。

森澤資源循環 産業廃棄物の処理につきましては県に指導権限がありますので、通常で  
推進課主幹 あれば市に報告があるということはありません。

松本委員 柳瀬地区に限っていえば、現在どれくらい産廃業者の施設があるのか。

森澤資源循環 柳瀬地区に限って申し上げますと、産業廃棄物の積替え保管を含む収集  
推進課主幹 運搬業と中間処分業を合わせますと11者ございます。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 桑島委員            | この事業計画者の所在地というのが所沢市大字南永井487番地7となっているが、今回の事業の搬入先も株式会社あずさ環境保全とあり、先ほど現地で社長に聞いたところ、同じ会社名だけど別登記という話だった。これは同じ会社名で別に登記されている状況ということか。 |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | 同じ会社名で別々に登記されております。   |
| 桑島委員            | 所沢市に登録している株式会社あずさ環境保全は廃掃法上の業者としての登録は済んでいるのか。  |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | 株式会社あずさ環境保全に確認したところ、現在、廃掃法上の許可は所<br>有していないとのことでした。  |
| 桑島委員            | 許可がないのに計画してやれるのか。   |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | 今回は計画の段階ですので、許可を取得してから事業を始めることになります。  |
| 桑島委員            | それは手続上問題ないのか。   |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | 県によりますと許可を取得できないと事業を始められないということなので、許可を先に取得するということになっていると聞いております。   |
| 桑島委員            | 所沢市に登記されたあずさ環境保全は許可がない段階で計画申請しているのか。許可権限者は誰か。  |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | 許可権限者は埼玉県知事です。   |
| 桑島委員            | 埼玉県ではよくやっている方式なのか。許可が出る前に計画書は出させて、それで許可を出すのか。  |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | 埼玉県では事業者が許可を取得する場合の手續として、産業廃棄物処理業許可に関する手續等を定める要領が定められております。今回の手續につきましてもこの要領に基づき進められているものでございまして、許可申請に先立つ事前協議ということで今回事業者から計画書が提出されたということでございます。 |
| 桑島委員            | 埼玉県の場合は許可を取る前に計画書を出して、計画書そのものが許可を出す要件ということか。   |

森澤資源循環 通常であれば要領に定められる手続に沿って、許可が出されるものと考え  
推進課主幹 えております。

桑島委員 参考資料No. 7の37ページの図を見ると事務所が書いていない。私の一番の論点は何かあった時、簡単に言えば火事があった時、それから違法堆積2mを超えた場合に即時に対応をできるような体制をとっていただけかということで、常駐されるのかと聞いたときに県の指導に従うと言われた。トイレはどうするかと聞いたときに、どうでしょうかねと言われた。こういう公共的な施設を作るときにトイレというのは考慮に入ると思われる。懸念事項である常駐スタッフの確保がわからなかった。意見書の中でも載せてもらいたいと思うが、県はここに常駐しろと指導するのか。

森澤資源循環 県では常駐しなければならないという指導を行っていないと思われま  
推進課主幹 すが、株式会社あずさ環境保全に確認したところ1名を常駐させたいと考えているということでございます。

桑島委員 土地を借りてやられるということで、現在土地の所有者が株式会社アトムスとある。アトムスの所在地や定款上の業務内容は何か。

森澤資源循環 登記上は本店は長野県坂城町にございます。業務内容は産業廃棄物、一

|                 |  |
|-----------------|--|
| 推進課主幹           | <p>一般廃棄物の収集及び運搬他16件と登記されております。会社の設立は平成26年2月と登記されております。</p>                   |
| 荒川委員            | <p>あずさ環境保全とアトムスは土地の賃貸契約は完了しているというごとか。</p>                                    |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | <p>土地の賃貸借契約自体は交わしているということでございます。実際に業務を行っておりませんので、まだ借料の支払いはしていないと聞いております。</p> |
| 荒川委員            | <p>今日現地に行ったら他の業者が仕事をしていた。一つの土地を他が借りているのに、あずさ環境保全が借りるということがあるのか。</p>          |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | <p>契約書自体は交わしているとのこと、詳細は不明ですが、まだ事業が行われておりませんので、別の事業者へ賃貸借しているということだと思われま。</p>  |
| 荒川委員            | <p>この住所では法人登記はしていないということか。</p>   |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | <p>法人登記はしています。</p>   |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 荒川委員            | アトムスができたのが平成26年と最近だが、それ以前の土地の所有者は誰か。   |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | 今回の事業地は2筆ございまして、南永井487番2は株式会社アトムスに所有権が移転されたのが平成28年9月でございます。南永井487番7は平成14年に所有権移転されております。この間に株式会社アトムスは本店移転が行われているようでございます。 |
| 桑島委員            | その時のアトムスの本社はどこか。   |
| 森澤資源循環<br>推進課主幹 | 登記上では、株式会社アトムスの本店は当初長野県上田市にございまして、現在は坂城町に移動しています。  |
| 石本委員            | あずさ環境保全があの土地を借りていて、さらに貸しているということか。余った土地を別の会社に貸して、土が盛られるとか、そういうことが起きるのではないか。  |
| 池田資源循環<br>推進課長  | 株式会社あずさ環境保全の代表取締役を確認したところ、現在の土地所有者の責任において、全てを撤去したうえで新たに事業を始めるということで、余裕のできた土地を土砂の堆積場として新たに別の事業者へ貸すという計画はないと聞いております。       |

|          |   |
|----------|---|
| 桑島委員     | 土砂の堆積場というのは廃掃法上の規定では許可業種ではないのか。                                     |
| 矢野環境対策課長 | 土砂につきましては廃棄物の扱いになりませんので、あの堆積につきましては所沢市土砂のたい積の規制に関する条例の対象ということになります。 |
| 桑島委員     | 堆積が2 m以上あったように思慮するが、条例上の違法状態ということか。                                 |
| 矢野環境対策課長 | ご指摘のとおり2 mを超えていましたので、本日是非指導いたしました。                                  |
| 桑島委員     | あれはアトムスがやっているのか。  |
| 矢野環境対策課長 | 別会社です。アトムスから土地を借りて堆積しているものでございます。                                   |
| 桑島委員     | それは市内の業者か。  |
| 矢野環境対策課長 | 市外のご会社でございます。   |

青木委員

近隣住民への説明はしたのか。

森澤資源循環

県の要領では、この計画書を提出するに当たって公図上の隣接する土地

推進課主幹

所有者から同意を得ることが定められております。隣接地は7筆ございまして、3名、1社の方に説明し、同意をいただいているということでございます。

**【質疑終結】**

休 憩 (午前11時42分)

(※意見集約のため、協議会を開催する。)

再 開 (午前11時46分)

**【採 決】**

入沢委員長

諮問第1号については、全会一致、次のとおり意見を付し回答すべきものと決する。

産業廃棄物処理業計画書に係る意見

(諮問第1号に対する意見)

諮問第1号については、平成29年9月12日に現地調査を実施し、協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 周辺の良好な生活環境の維持と安全のため、事業者は関係法令に基づき、適正な対策を講じること。
- 2 アスベストを含む廃棄物の搬入・搬出時の安全性を確保し、保管基準を十分遵守すること。
- 3 周辺住民との相互理解を深め、周辺地域の生活環境の増進に十分に配慮すること。また事業所稼働時間は担当者が常駐することに努め、更に不測の事態に対処できるような管理運営を行うこと。

休 憩 (午前11時49分)

再 開 (午後1時0分)

○議案第110号「清瀬市道を区域内に認定することを承諾することについて」

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

清瀬市道を認定することについて特段の異議があるものではないが、今日の話を見ると、本来的にはあの橋ができた時点で何らかの対応をすべきだったと思うが、その辺についてタイムラグがあったというのはなぜか。

池田建設総務  
課長

こちらの橋につきましては、平成24年に東京都がかけたものでありまして、平成26年2月に所沢市と清瀬市へ引き継ぐことになっていました。それに先立ち、平成25年から維持管理について所沢市と清瀬市において協議を進めてきたところで、その協議の中では、清瀬市において市道認定の取組をとると聞いておりました。遅れた理由を確認したところ、東京都との書類のやりとりに不備があり、時間が経ってしまったとのことでした。

石本委員

清瀬市が東京都に提出する書類に不備があったとのことだが、例えば、所沢市で市道認定をすると県に何か提出するのか。

池田建設総務  
課長

県には何も提出しません。一般的に県管理河川の占用となる場合は、所沢市としては河川占用の許可申請手続を埼玉県川越県土整備事務所と

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>っております。</p>  |
| 石本委員     | <p>不備があったといっても、平成25年に所沢市と清瀬市でやりとりがあった。今は平成29年である。ひょっとして忘れていたのか。どういう不備があったのか。</p>  |
| 池田建設総務課長 | <p>不備の内容について、詳細は把握しておりません。</p>  |
| 荒川委員     | <p>いわゆる道路法上の道路に認定された後に、道路の損傷によって事故が起きた場合は市の損害賠償を受けるが、道路認定をする前の状態で道路の損傷によって事故が起きた場合は、市に損害賠償責任はあるのか。</p>  |
| 池田建設総務課長 | <p>認定をかける前につきましては清瀬市が市有物件として維持管理をしておりますので、道路法上の道路ではなく、清瀬市の庁舎など公共施設に不備などがあって、それを原因とする事故などにより怪我をした場合と同じように損害賠償責任はございます。その補償については全国市有物件災害共済会の保険で対応することになります。</p> |
| 荒川委員     | <p>それは所沢市の区域にかかっている事故についても当てはまるのか。</p>  |

池田建設総務  
課長

そのとおりです。

桑島委員

先ほど現地では、埼玉県分も警視庁が来る場合もあるし、東京都分も埼玉県警が処理をする場合があると聞いたが、警察の管轄については警察間で取り決めがなされたのか。

池田建設総務  
課長

都県境の対応につきましては、それぞれの所轄警察で協議をして決めているようで内容については分かりませんが、いずれにしてもこちらから110番や119番にかけた場合、埼玉県にかかっていますから東京都にかけなおしてください、ということはありません。通報先のほうで連絡するなどして対応していくように聞いております。

桑島委員

ということは、橋の上で民間の事故があったときは110番通報をし、110番のシステムは携帯電話の基地局が東京都側なら警視庁、埼玉県側なら埼玉県警へつながるが、埼玉県側につながった際は埼玉県警が来て事故処理をしてくれるのか。事故証明も埼玉県警が出すのか。

池田建設総務  
課長

詳細な事務的なことについて埼玉県と東京都でどのような協議がなされているか把握しておりませんが、110番、119番にかけた場合は必ず来ていただけることは確認しております。

桑島委員

基地局の関係で東京都につながって、通報しても話が通じないことがある。埼玉県警につながって来たとしても、管轄は清瀬であり、事故現場の住所を書くときに、埼玉県警は東京都側の住所を書いて事故証明を発行する権限が本当にあるのか。

池田建設総務  
課長

事故証明の発行権限については把握しておりません。

石本委員

今回の議案が可決されると、清瀬市の市道認定のスケジュールはどうなるのか。12月議会にかかるのか。

池田建設総務  
課長

12月議会と聞いております。

石本委員

そうすると、12月までは今回の該当部分は所沢市道か。

池田建設総務  
課長

所沢市、清瀬市分も含めて、清瀬市が管理する法定外道路となります。

**【質疑終結】**

**【意見なし】**

**【採決】**

議案第110号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第111号「市道路線の認定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

以前、ねぎしの交差点あたりの県道に市道を重複認定するという議案があったが、いつだったか。

池田建設総務  
課長

平成27年6月定例会に提出しています。

石本委員

その時にはこの道についての議論はなかったのか。

池田建設総務  
課長

当時はこの路線について話はありませんでした。市道1-895号線は、昭和59年に県から市へ移管するという事で協議が進められてきたものでございます。

桑島委員

これは一種、新しい道路の開通ということになるが、開通式典はしないのか。

池田建設総務  
課長

開通式典は考えておりません。

|          |  |
|----------|--|
| 桑島委員     | 開通式典をする、しない、の基準はどうなっているのか。   |
| 池田建設総務課長 | この路線は通常の宅地開発行為により帰属されるものと同じ扱いとなりますので、開通式典は考えておりません。開通式典となりますと、都市計画道路等、長期的な計画に基づいて工事等を行い完成した場合については考えられるものかと思います。 |
| 桑島委員     | 基準はないということか。   |
| 池田建設総務課長 | そのとおりです。   |
| 荒川委員     | 案内図に白丸の既設路線が3本あり、認定路線の始点のところに少し残された部分があるが、これはどうなるのか。   |
| 池田建設総務課長 | こちらは、主要地方道東京所沢線の道路区域と接道しておりまして、階段と通路でつながっております。  |
| 桑島委員     | 始点は階段の上なのか。ここの階段部分は市道認定されていないのか。   |
| 池田建設総務   | 始点については階段の下からで、この階段部分は県道の道路区域でござ   |

課長

います。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採決】**

議案第111号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第112号「市道路線の認定について」

○議案第113号「市道路線の廃止について」

入沢委員長

議案第112号と議案第113号については、一括議題としてよろしいか。（委員了承）

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

桑島委員

議案第112号の案内図4について、開発行為により帰属した道路の認定ということだが、この開発業者はどこか。

池田建設総務  
課長

タクトホーム株式会社でございます。

桑島委員

議案第112号、113号の案内図3について、道路延長が廃止よりも認定のほうが4mほど短くなっているが、道路面積でいえば場合によっては精算行為が発生する。この辺はどうなっているか。

池田建設総務  
課長

面積については、廃止するほうが約100平米、付け替えにより帰属されるほうが約146平米です。帰属されるほうが多くなっておりますので精算はございません。

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第112号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第113号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」当委員会所管部分（建設部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

荒川委員

この橋ができた延長線上に信号機はできるか。

加藤道路建設  
課長

設置については警察との協議を進めております。

荒川委員

東京狭山線と合流するところにも信号機が必要になる。これはどうなっているか。

加藤道路建設  
課長

県との打ち合わせの中では、そちらの交差点につきましては信号機を設置するとお聞きしております。

荒川委員

橋の先の信号機とその信号機は連動するのか。既存の橋の手押し式信号機も残してほしいという声があるので3つが連動するのか伺いたい。

加藤道路建設  
課長

県との打ち合わせの中ですと、現在の県道と新しくできる東京狭山線との交差点には信号機がつくことは聞いておりますが、新柳瀬橋を渡った先の手押し式信号機の設置については警察と県とで協議中とのこと。

**【議案第79号 建設部所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩 （午後1時18分）

（説明員交代）

再 開 （午後1時20分）

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」当委員会所管部分（街づくり計画部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

松本委員

老朽化が進んで、既存の空いている住宅にシフトしていくように古いものを処分していくというか、建て替えは無理にしても、土地の有効活用という点では議論されなかったようで、それよりも入居者を優先したとのことだが、現在の市営住宅の空室率、空室状況、空室戸数を伺いたい。

遠藤市街地整備課長

現在管理している住戸が797戸ございまして、9月現在、747戸が入居、50戸が未入居となっており、入居率94%、空室率6%でございます。また7月募集がございまして、10月に入居される予定になっております18世帯がございまして、合わせますと765戸が入居済みということになりますので、入居率は95.9%、空室率としますと4.1%になります。

桑島委員

火事になった後、ご本人もそうだが近隣の方も移動された。移動されたときに移転補償費、引っ越し代は自腹か。それとも市から支出されたのか。

遠藤市街地整備課長

移転の補償に関しては市は支出しておりません。被災者に関しては空き住戸を案内させていただいて、そちらに転居の手続をしていただきました。

|               |   |
|---------------|---|
|               | た。  |
| 桑島委員          | それは自腹か。   |
| 遠藤市街地整<br>備課長 | こちらにつきましてはご本人にご負担していただいております。   |
| 西沢委員          | 復旧工事が来年の5月から8月になっているが、予算はいくらくらい見積もっているのか。   |
| 遠藤市街地整<br>備課長 | 復旧にかかる工事の費用につきましては、今年度、補正をお認めいただいた中で設計をさせていただきますので、明確な数字は出ておりませんが、過去にあった火災の修繕に関しましては1戸当たり1,200万円程度かかっております。被災した住戸5戸につきまして1戸あたり1,200万円ということではないと考えられますので、未確定な部分がございます。 |
| 石本委員          | 今回5部屋の人に移動してもらったが、火が出た以外の周りの人も戻ってくる予定か。   |
| 遠藤市街地整        | 転居された方に関しては戻る予定ではなくて、完全に引っ越されており  |

備課長 ます。今回5部屋火災で焼失、水損または破損しているのですが、実際に入居されていた方は3世帯でございます。そのほかは空室でございますので、3世帯の方が転居されております。

石本委員 議案質疑の答弁で時間が8カ月くらいかかった理由に家財道具を片づけるのに時間がかかったということだが、どういうことか。

遠藤市街地整  
備課長 出火したのが2階の住戸でして、水損した住戸が階下でございます。そちらにお住まいの方が水をかぶった家財道具を乾かしたうえで使えるものを運びだし、中を全部整理したうえで転居となり、ご本人で全てやっていただいたので時間がかかってしまったということです。

西沢委員 復旧工事の費用だが、これは全部保険で賄われるのか。

遠藤市街地整  
備課長 今回の火災の損害部分に関しましては保険を適用ということで、保険会社と調整しております。

松本委員 入居の時には家財についての保険に入るという条件はないか。今回時間がかかったということだが、保険には入っていなかったのか。

遠藤市街地整 入居の際に義務づけはしておりません。入居される方は低所得者が多

備課長

く、家財に関する保険の負担というのが大きくなりますので入っていない方が大半でございます。今回入居されていた方もおそらく入っていなかったという状況がございます。

石本委員

所沢市は公共施設は基本的には増やしていかないという方針だ。今回は部分的な火事だったので修復するということだと思うが、こういうことは街づくり計画部だけで判断するのか。仮に全焼した場合、建て替えという考え方もあると思うが、これ以上作っていかないという方針もある。今回は街づくり計画部だけの判断なのか。経営企画部も判断するのか。

遠藤市街地整

備課長

今回に関しては入居者が他に多くおられまして、火災で類焼あるいは損害を受けた5部屋がございますが、この部分の修繕をまずしなければなりません。他に入居されている方がおられるので、転居していただいて建て替えるというのは難しいので今回は修繕いたします。また保険につきましても修繕の部分については今回100%の予定をしていますが、建て替えとなりますと損害部分に対して補てんですが、さらに経年減価等が入ってきますので保険金が下がってくるというのがございまして、当面に関しては今回は修繕という選択をさせていただきました。

石本委員

街づくり計画部だけで判断されたのか。

糟谷街づくり  
計画部長

公営住宅修繕の規定がございますので今回の場合は、街づくり計画部の判断でございます。仮に全焼した場合、管理計画の「管理に関する基本的な方針」も踏まえながら、関係する部と協議していくことになるかと思えます。

石本委員

行政的には難しいと思うが、法律的なところを伺いたい。今回16戸あるうちの5部屋が燃えた。燃えたところの3部屋に住んでいた方には他の市営住宅に入っていた。残りの方はまだ住んでいるということだと思ふ。10月入居で95.9%ということは残り4.1%市営住宅が空いている。燃えなかった部屋の人たちも全部他のところに移動していただいて、昭和44年に建てたし、あと20年もしないで大きな問題がくるから、やめちゃえというのは法律的には厳しいのか。権利を守らなければならぬから行政としては修繕するというのは義務化されているのか。

遠藤市街地整  
備課長

修繕に関しては公営住宅法の中で損害を受けた部分は遅滞なく修繕しなければならないという規定がございます。空いているところが現在で50戸、10月に入居しますと32戸ですが、そのこの住戸に関しましては住める住戸から募集をかけていきます。修繕をせずに老朽化している部屋もありまして、入居募集がかけられない部屋もかなり多くございます。その部屋に関しては転居していただくことも不可能で、今回転居した方は入居募集をかけようとした住戸がたまたまあったので、そこに転居していただ

きました。

石本委員

昨日の議案質疑での指摘というのはこれから行政課題としてかなり大きいと思う。こうした火事というケースでは現実問題取り壊しは無理なのか。実際の行政の手続としては、そこに人が住んでいて全焼した場合は取り壊しできないのか。

糟谷街づくり

計画部長

全焼した場合に何を優先していくかというところまず入居者の安否確認になりますが、その後は今回もそうですが被災された入居者に空き住戸をあつせんするなど生活の場を確保することになります。建て替えるとした場合少なくとも2年はかかるわけですが、管理計画を踏まえ、空き家の活用ですとか民間住宅の借り上げですとか、いろいろな方法を検討し、どのような対策を取るか決定していくことになると思います。

荒川委員

こうした老朽化した住宅は市営住宅でたくさんある。老朽化したら当然建て替えというのが思い浮かぶがいつのまにか長寿命化計画ということで建て替えはしないという方針に転換したのか。

遠藤市街地整

備課長

平成24年の長寿命化計画にのっとって、修繕の計画を立てておりますので、このなかで建て替えということはありません。転換したということはないと思います。

荒川委員

長寿命化計画でやるというのは建て替えしないということか。ここで転換したということか。これまでは老朽化したら建て替えるではないか、何でも、学校でも。長寿命化計画で進めるということはイコール改築はしないということか。

糟谷街づくり  
計画部長

まずは耐震化や改修により施設運営を行い、その後、耐用年数等を考慮し、管理計画に基づき、財政状況等を踏まえて、市営住宅が必要であるかどうか、今の管理計画の中では施設の集約化、複合化を検討しながら今後の方針を考えていくこととなります。現在は長寿命化を図りながら適正に運営をしているところでございます。

**【議案第79号 街づくり計画部所管部分質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩 (午後1時36分)

説明員交代

再 開 (午後1時37分)

○議案第79号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」当委

員会所管部分

**【意見】** な し

**【採決】**

議案第79号当委員会所管部分については、全会一致原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙２の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午後１時４０分）

# 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第3回（9月）定例会

## 建設環境常任委員会

- 1 環境との共生について
- 2 環境保全について
- 3 みどりの保全・公園の整備について
- 4 廃棄物の減量・資源の循環について
- 5 住宅・住環境について
- 6 市街地整備について
- 7 土地利用について
- 8 道路について
- 9 健全な水環境の保全《河川・水路》について
- 10 上水道について
- 11 下水道について